

秋田県告示第23号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり秋田県社会福祉会館の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市旭北栄町1番5号
社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
- 2 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで